

令和5年6月16日

保護者の皆様

認定こども園
両野こども園
園長 佐藤 陽之助

令和4年度における施設型給付費等の額に係る
法定代理受領の通知について

令和4年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、教育・保育給付認定を受けた保護者について「教育・保育施設に係る各認定子どもの公定価格の額から各認定保護者に係る利用者負担額（保育料）を減じた額」となりますので通知します。

（参考）「法定代理受領」の通知の法的位置付け

認定を受けたお子様の保護者が保育所を利用した場合に足利市が施設型給付費を支給することになっています。この給付は子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき、認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、市から施設に対して直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます）。

この通知は、子ども・子育て支援法に基づく「足利市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第14条により、給付された1人あたりの額を保護者にお知らせするものです。

本園の公定価格の額は、別紙「令和4年度の公定価格の額について」
（足利市からの通知）をご覧ください。

この通知により、追加の給付の発生やあらたな利用者負担などが生じるものではありません。

- ※ 認定通知書は重要な書類ですので、大切に保管してください。
- ※ 認定通知書を紛失された場合は保育施設へ申し出てください。
- ※ 認定の期間が切れたり、認定が取り消しになると、保育施設を利用することができません。
- ※ お仕事を辞めたり、変更となった場合は、すみやかに認定の変更をしてください。手続きを怠って保育の要件に該当しなかった場合は、原則退所となります。

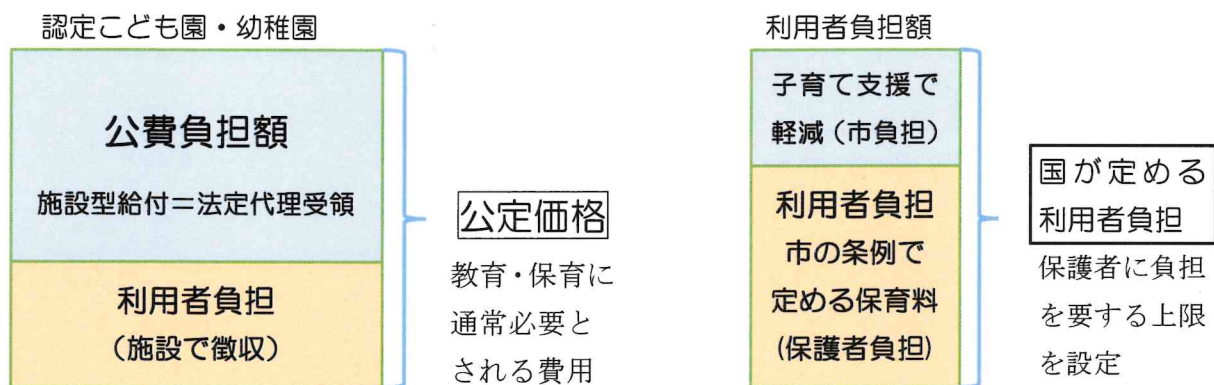
<認定通知書の役割>



認定
通知書
(黄色)

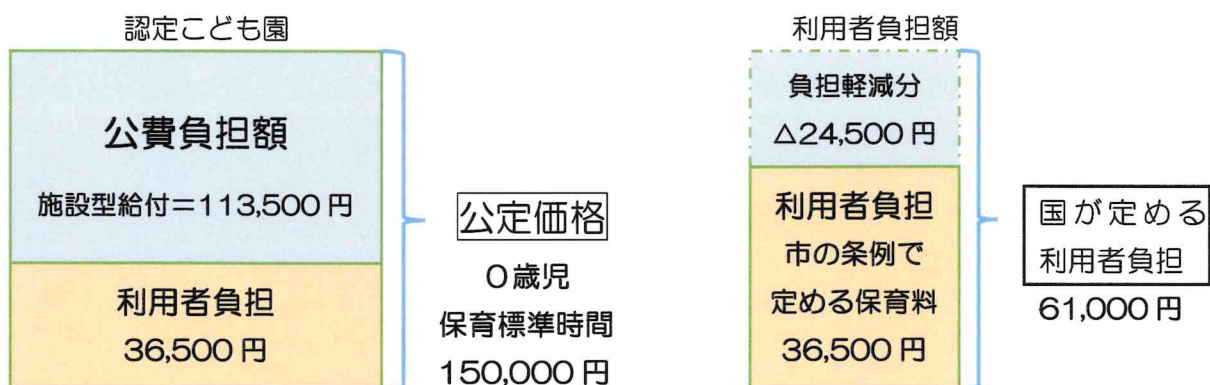
<認定通知書>には以下の項目が記載されています。

- ①認定者番号・・・保育の現況調査で記入します。
- ②認定区分・・・認定区分により各施設に預けられる最大時間が決まります。
- ③認定期間・・・認定の有効期間です。
- ④保育必要理由・・・保育認定の事由が載っています。



施設型給付については個人給付を基本とし、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため市から法定代理受領する仕組みとなっています。そのため、施設型給付を得るために認定が必要であり、認定が取り消されると、公費負担分が支払われなくなるため、教育・保育施設を利用することができなくなります。

<例：Aこども園に0歳児の子どもを預けた場合>



※公定価格は、認定こども園・幼稚園によって金額が異なります。

※公定価格から利用者負担(保育料)を差し引いた額が施設型給付として施設に支払われます。

詳細や分からない点があれば
 まず施設や保育課にご相談ください
 足利市保育課 TEL20-2138



認定こども園

両野こども園 園長 様

令和5年6月2日
足利市役所保育課

令和4年度の公定価格の額について

保育所型認定こども園 両野こども園の令和4年度の年度各月における公定価格の額は以下のとおりです。この内容については、子ども・子育て支援法に基づく「足利市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第14条により、特定教育・保育施設等に位置づける認定こども園、保育所、幼稚園等は、法定代理受領した施設型給付費の額について、認定保護者に通知しなければならないことになっています。

	年齢区分	認定区分	令和4年度の各月における1人あたりの公定価格の額（単位：円）											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
保育 (2・3号) 子ども 認定	0歳児	標準時間	190,150	190,110	190,130	189,990	190,020	189,930	191,980	191,920	191,920	191,830	191,800	192,070
		短時間	187,230	187,190	187,210	187,070	187,100	187,010	189,060	189,000	189,000	188,910	188,880	189,150
	1・2歳児	標準時間	110,370	110,330	110,350	110,210	110,240	110,150	112,200	112,140	112,140	112,050	112,020	112,290
		短時間	107,450	107,410	107,430	107,290	107,320	107,230	109,280	109,220	109,220	109,130	109,100	109,370
	3歳児	標準時間	60,910	60,870	60,890	60,750	60,780	60,690	62,740	62,680	62,680	62,590	62,560	62,830
		短時間	57,800	57,760	57,780	57,640	57,670	57,580	59,630	59,570	59,570	59,480	59,450	59,720
	4・5歳児	標準時間	45,230	45,190	45,210	45,070	45,100	45,010	47,060	47,000	47,000	46,910	46,880	47,150
		短時間	42,120	42,080	42,100	41,960	41,990	41,900	43,950	43,890	43,890	43,800	43,770	44,040
教育 (1号) 子ども 認定	満3歳児	教育標準時間	-	-	-	-	266,230	266,230	270,430	270,430	267,970	267,970	265,780	270,220
	3歳児	教育標準時間	219,650	219,650	219,650	219,650	217,160	217,160	221,360	221,360	218,900	218,900	216,710	221,150
	4・5歳児	教育標準時間	203,440	203,440	203,440	203,440	200,950	200,950	205,150	205,150	202,690	202,690	200,500	204,940

- 注) ・各年齢区分において、子どもが在籍していない場合は「-」と記載しています。
 ・施設が代理受領した施設型給付費等の額はこの額から保護者が負担した保育料を差し引いた額となります。
 ・月を通じて在籍する子どもに係る額を記載しています。月途中で入退所した場合は、当該額を日割り計算した額となります。
 ・副食費が免除されている場合は、免除額との合計が公定価格の額となります。